

はすだ男女共生プラン2035

(素案)

思いやる 認めあう 共生のまち はすだ

令和8年 月

蓮田市

目次

第1章 プランの趣旨と背景	1
1 趣旨と目的.....	1
2 プランの位置づけ	2
3 プランの期間	2
4 本プランとSDGsについて	3
5 プランの策定の社会的背景.....	4
6 男女共同参画に関するアンケート調査の概要について	8
第2章 プランの基本的な考え方	9
1 基本理念.....	9
2 将来像.....	9
3 基本目標	10
4 計画の性格	10
5 施策の体系	11
第3章 プランの内容	13
基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり	13
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進.....	20
基本目標Ⅲ 男女が共に働きやすい環境づくり	25
基本目標Ⅳ いきいきと暮らせる環境づくり	33
基本目標Ⅴ ジェンダーに基づくあらゆる暴力のない社会づくり	41
第4章 プランの推進	46
1 プランの周知.....	46
2 庁内推進体制等の整備・充実.....	46
3 プランの進行管理.....	46
資料	47
用語集	48

第1章 プランの趣旨と背景

1 趣旨と目的

少子高齢化や本格的な人口減少の進行に伴う社会経済の低迷など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような社会の大きな変化に柔軟に対応していくためには、すべての人の人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮することができるような多様性を認め合う社会の実現が求められます。

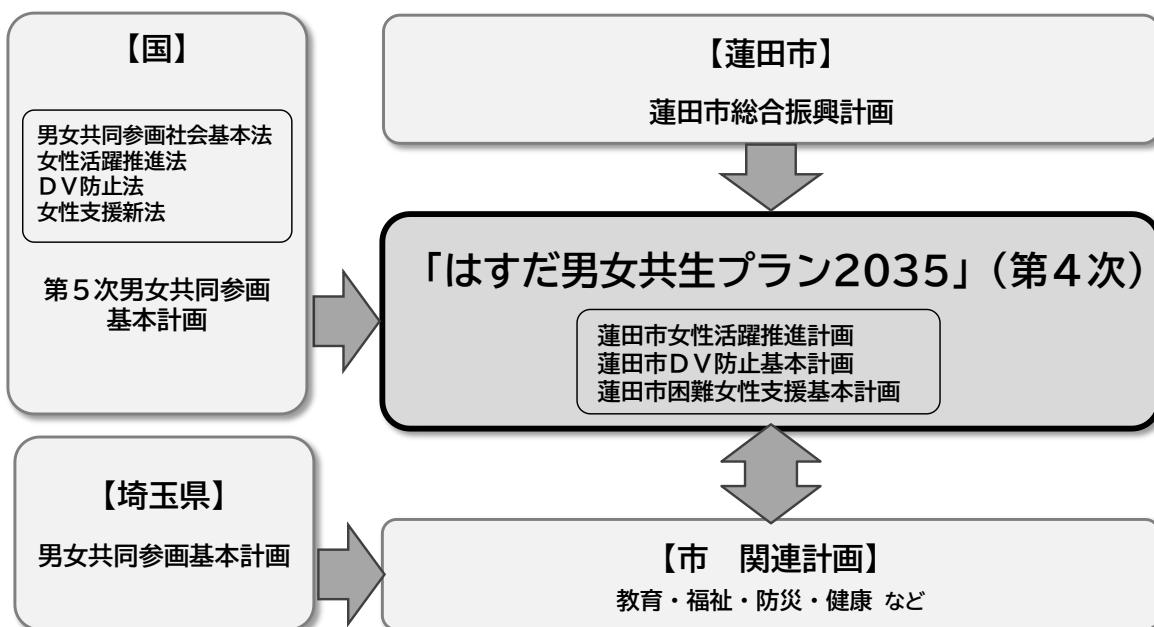
国においては、男女共同参画社会の実現に向け、1999年（平成11年）6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、2000年（平成12年）12月には「男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、5年ごとに計画の見直しが図られ、現在は2020年（令和2年）12月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策が進められています。

こうした中、女性の就業率については、いわゆるM字カーブがほぼ解消し、男性の育児休業の取得率が向上したほか、女性に対する暴力についても、各種の支援体制が拡充されるなど、進展があった一方、固定的な性別役割分担意識が社会の様々な場面にいまもなお残っています。また、政策・方針決定過程への参画、職場における能力発揮、男女共同参画の視点に立った防災対策やジエンダーに基づくあらゆる暴力に関する問題等、男女共同参画に関する様々な課題が、今後も解決が求められています。

蓮田市では、1997年（平成9年）策定の「はすだ男女共生プラン」から、第2次となる2006年（平成18年）策定の「はすだ男女共生プラン2015」、第3次となる2016年（平成28年）策定の「はすだ男女共生プラン2025」を経て、長年に及び 男女共同参画の推進に取り組んできました。2025年度（令和7年度）を目標年度とする「はすだ男女共生プラン2025」の期間満了にあたり、これまでの取組を引き継ぎ発展させる新たな計画として、男女がそれぞれの個性と能力を認め合い尊重し合う、男女共同参画社会の実現に向けて、第4次となる「はすだ男女共生プラン2035」（以下、「本プラン」という。）を策定しました。

2 プランの位置づけ

- (1) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画基本計画」であり、本市が男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に進めていくために、施策の方向性を具体的に示す基本計画です。
- (2) 本プランでは、以下の3計画を包含して策定します。
1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
 2. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法) 第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
 3. 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法) 第8条第3項に基づく「市町村基本計画」
- (3) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、市の上位計画である「蓮田市総合振興計画」や関連する個別計画との整合性を図ります。



3 プランの期間

本プランの期間は、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）の10か年とします。

※計画期間中の社会情勢の変化に対応するため、適宜見直しを図るものとします。

4 本プランとSDGsについて

SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された、持続可能でより良い社会の実現を目指す国際目標です。SDGsでは、

「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」など、17のゴール（目標）とそれを達成するための169のターゲットが設定されています。この中の一つである「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」は、すべてのSDGsを達成するために不可欠な視点であるとされています。

国では、2016年（平成28年）に、内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、実施指針として、地方自治体の計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本プランにおいては、本市における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえるとともに、SDGsの視点を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。



5 プランの策定の社会的背景

年号	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き
1975 (昭50)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択 ・国連第30回総会 1976年から1985年までを「国連婦人の十年」と宣言し、目標を平等、発展、平和と定めた 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 	
1976 (昭51)		<ul style="list-style-type: none"> ・「民法」改正 離婚後婚氏制度の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事配置
1977 (昭52)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画財政部に婦人問題企画室長設置
1979 (昭54)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・県民部に婦人問題企画室長設置
1980 (昭55)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「民法」改正 配偶者の相続分改正、寄与分制度新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
1981 (昭56)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	
1984 (昭59)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」世界会議のためのE S C A P 地域政府間準備会議（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働省婦人少年局を廃止し、婦人局を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定
1985 (昭60)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての） 「国連婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 	
1986 (昭61)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部の構成省庁を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
1987 (昭62)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
1989 (昭64 ／平元)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第44回総会 「児童の権利に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の改訂 高校の家庭科男女必修等 	

年号	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き
1990 (平2)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告と結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定
1991 (平3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」改正 男性の育休取得促進に向けた出生直後の柔軟な育休制度創設など 	
1992 (平4)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題担当大臣」設置 	
1993 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第48回会議 「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」施行 	
1994 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際家族年 ・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口・開発会議（カイロ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童の権利に関する条約」批准 ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置 	
1995 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正 介護休業制度の法制化 	<ul style="list-style-type: none"> ・「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定
1996 (平8)	<ul style="list-style-type: none"> ・第15回女子差別撤廃委員会（ニューヨーク） ・第83回ILO総会（ジュネーブ） 「家内労働に関する条約」及び「家内労働に関する勧告」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会 「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連絡会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	
1997 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布 	
1998 (平10)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会 「男女共同参画社会基本法について」答申 ・女性2000年会議日本国内委員会設置 	
1999 (平11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCAPハイレベル政府間会議（バンコク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 	

第1章 プランの趣旨と背景

年号	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き
2000 (平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」採択	・「男女共同参画基本計画」策定	・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行
2001 (平13)		・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	
2002 (平14)			・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ・埼玉県男女共同参画推進センター「With Youさいたま」開設
2003 (平15)		・「次世代育成支援対策推進法」施行	
2004 (平16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	・「女性チャレンジ支援事業」実施
2005 (平17)	・第49回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
2006 (平18)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
2007 (平19)	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008 (平20)		・「パートタイム労働法」改正	・埼玉県女性キャリアセンター開設
2009 (平21)		・「育児・介護休業法」改正	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定
2010 (平22)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合	・「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011 (平23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連女性機関(UN Women)が発足		

年号	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き
2012 (平24)		・「女性の活躍による経済活性化行動計画」策定	・産業労働部ウーマノミクス課設置 ・「埼玉県男女共同参画基本計画（平成24年度～平成28年度）」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定
2013 (平25)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2014 (平26)	・第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議を採択		
2015 (平27)	・国連持続可能な開発サミット 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」 (SDGs) 採択	・「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性活躍推進法」施行	
2017 (平29)			・「埼玉県男女共同参画基本計画（平成29年度～平成33年度）」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定
2018 (平30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「働き方改革関連法」公布	
2019 (平31／令元)		・「女性活躍推進法」改正 ・「SDGs実施指針改定版」策定	
2020 (令2)	・第64回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合	・「第5次男女共同参画基本計画」策定	
2021 (令3)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	
2022 (令4)			・「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」策定 ・「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」制定
2023 (令5)		・「DV防止法」改正 ・「LGBT理解増進法」施行	
2024 (令6)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	

6 男女共同参画に関するアンケート調査の概要について

本プランの取組を総合的に推進するため、家庭、地域、職場等における男女共同参画についての市民の意識や男女の平等・社会参加の実態などを把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

■今回の調査の概要

- ・抽出方法：市内在住の18歳以上の方の中から、1,000名を無作為抽出
- ・調査方法：郵送配布、Web回答
- ・調査期間：2025年（令和7年）12月23日（火）～2026年（令和8年）1月12日（月）

配布数及び回収数

配布数	回収数	回答率
1,000件	359件	35.9%

調査結果の比率は、その設問の回答者を基準として、小数点以下第2位を四捨五入し算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。

■前回の調査の概要

本プランにおいては、一部、前プラン「はすだ男女共生プラン2025」において実施したアンケート調査との比較を行っています。前回調査の概要は以下の通りです。

- ・抽出方法：市内在住の20歳以上の方の中から、1,000名を無作為抽出
- ・調査方法：郵送配布、郵送回答又はWeb回答
- ・調査期間：2015年（平成27年）12月

配布数及び回収数

配布数	回収数	有効回収率
1,000件	510件	51.0%

第2章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

あらゆる立場の人々が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国の重要課題の一つです。

このため、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や不平等を無くしていく取組とともに、男女とも働きながら育児や介護ができる環境づくりや、仕事と家庭生活、地域活動、趣味やボランティアなど様々な活動を自らの意思で行うことのできるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組などが求められています。

本プランにおいても、国の方針や上位計画である蓮田市総合振興計画で示されている基本的な方向性を踏まえつつ、性別や年齢、職業、国籍、障がいの有無などにとらわれず自分の個性や意欲に合わせて自由に選択し、人々がお互いに尊重し合い支え合うことのできるまちをめざし、「思いやる 認めあう 共生のまち はすだ」を基本理念とします。

基本理念

**思いやる 認めあう
共生のまち はすだ**

2 将来像

将来像は基本理念を踏まえ、蓮田市にかかわるあらゆる立場の人々がめざす方向を示すものです。本市の男女共同参画関連施策のめざす将来像は以下の3つとします。

- (1) 人権が尊重され、ジェンダー平等が実現された社会
- (2) 地域・職場・家庭に男女が共に参画し、活躍できる社会
- (3) あらゆる立場の人々が共に個人として自立し、助け合い、充実した人生を送れる社会

3 基本目標

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざし、以下の5項目を基本目標とします。

- I 男女共同参画への意識づくり
- II あらゆる分野への男女共同参画の促進
- III 男女が共に働きやすい環境づくり
- VI いきいきと暮らせる環境づくり
- V ジェンダーに基づくあらゆる暴力のない社会づくり

4 計画の性格

- ・この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、その意識の形成と行動の推進を図るとともに、従来の施策・事業等を共同参画の視点から見直し、健康・福祉・就労・教育・生涯学習などの蓮田市の女性施策を総合的に進めていくための指針となるものとします。
- ・この計画は、意識調査結果や男女共生プラン策定委員会等の意見をもとに作成するものとします。
- ・国、県の行動計画を勘案し、第5次蓮田市総合振興計画をはじめとする関連計画との整合性を十分考慮して作成するものとします。

5 施策の体系

女性活躍：蓮田市女性活躍推進計画関係

DV防止：蓮田市DV防止基本計画関係

困難女性：蓮田市困難女性支援基本計画関係

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

施策の柱	具体的施策
I-1 ジェンダー平等の意識づくりの推進	(1) 無意識の思い込みの解消 (2) 生活に身近な情報の収集と提供
I-2 ジェンダー平等を育む教育の推進	(1) 家庭・地域における共に支え合う学びの支援 (2) 多様な生き方を育む学校教育等の推進 (3) 生涯を通じた社会教育の充実
I-3 男女の人権の尊重	(1) あらゆるハラスメントの根絶に向けた啓発 (2) 多様な性への理解と尊重 (3) 相談体制の充実と連携

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

施策の柱	具体的施策
II-1 市の政策決定過程への参画の促進 女性活躍	(1) 審議会・委員会等への女性参画の推進 (2) 女性職員のキャリア形成と登用促進
II-2 地域における男女共同参画の促進	(1) 女性の人才培养と活躍の支援 (2) 地域社会活動等の活性化
II-3 国際理解の推進	(1) 多文化共生における男女共同参画の情報提供 (2) 多様な文化背景を持つ市民との交流・協力の推進

基本目標Ⅲ 男女が共に働きやすい環境づくり

施策の柱	具体的施策
III-1 働きやすい環境の整備 女性活躍	(1) 仕事と家庭の両立支援 (2) 育児休業・介護休業制度等の普及啓発
III-2 職域の拡大と雇用の安定	(1) リスキリングと多様な就労支援 (2) 雇用の安定と拡大
III-3 労働条件の向上 女性活躍	(1) 職場におけるジェンダー平等の促進 (2) 多様なワークスタイルの推進

基本目標Ⅳ いきいきと暮らせる環境づくり

施策の柱	具体的施策
IV-1 子育て支援への環境整備	(1) ひとり親家庭等への支援 困難女性 (2) 児童虐待に対する対策の推進 (3) 子育て支援体制の整備充実
IV-2 高齢者・障がい者等とその介護者の社会参画への環境整備	(1) 高齢者の生きがいのある生活への支援 (2) 障がい者等の自立支援 (3) 介護をめぐる福祉サービスの充実
IV-3 健康づくりへの環境整備	(1) 心と体の健康づくり (2) 母子保健事業の充実 (3) 健康づくり体制の充実

基本目標Ⅴ ジェンダーに基づくあらゆる暴力のない社会づくり

施策の柱	具体的施策
V-1 暝力を許さない社会づくりの推進 DV防止 困難女性	(1) DV防止及び困難女性支援に向けた啓発 (2) 若年層への予防啓発
V-2 安心して相談できる体制づくり DV防止 困難女性	(1) 相談内容の的確な把握と支援の質の向上 (2) 関係機関とのネットワークの構築
V-3 DV被害対策の充実・強化 DV防止 困難女性	(1) 被害者の安全確保と緊急避難の拡充 (2) 自立のための支援体制の充実

第3章 プランの内容

基本目標I 男女共同参画への意識づくり

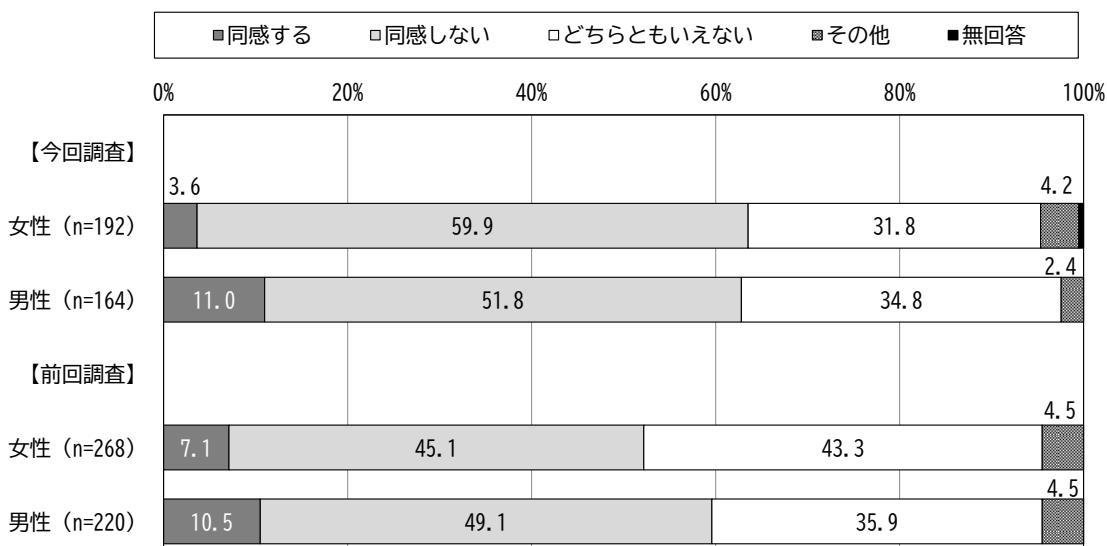
施策の柱I-1 ジェンダー平等の意識づくりの推進

■現状と課題

- すべての個人が、自らの意思に基づき個性と能力が十分に發揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会を実現するためには、男女がお互いを尊重し、「男だから、女だから」ということで生き方や働き方を制限されることなく、多様な生き方等を主体的に選択できる「男女共同参画社会」の実現が極めて重要です。しかしながら、長年にわたり人々の中に刷り込まれてきた、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が私たちの生活の中に根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因の一つとなっています。
- アンケート調査では、「「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。」の質問に対し、前回調査と比較して、今回調査で「同感しない」が増加し、固定的な性別役割分担意識が改善方向にあるものの、「同感する」や「どちらともいえない」が一定数残っています。
- また、「家庭において、男女の地位は平等になっていると思いますか。」の質問に対し、「なっていない」が、男性と比較して女性で24.7ポイント多くなっており、男女の認識の差がうかがえます。
- 一人ひとりが自分の中にある固定的な性別役割分担意識に気付き、性別や年齢、ライフステージにかかわらず、自らの意思による多様な生き方の選択につながるように、広報等による啓発を今後も継続することが必要です。

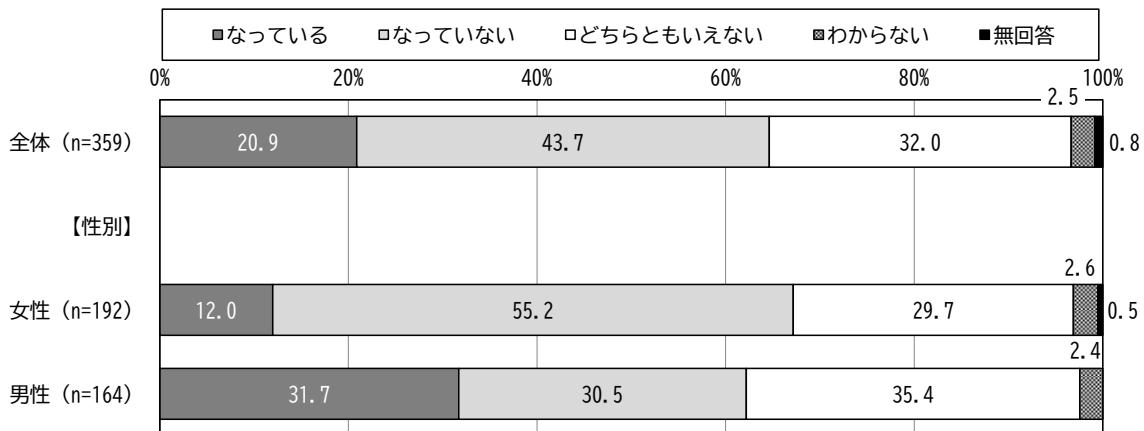
■「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。

(アンケート調査 問6 前回調査との比較)



■家庭において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

(アンケート調査 問7 「家庭」)



(1) 無意識の思い込みの解消

無意識の思い込みの解消の必要性について広く市民の理解を深め、市の広報紙等を活用して啓発・広報活動を行います。

番号	取組	担当課
1	講演会等の開催	庶務課
2	広報紙・ホームページ等での意識啓発	庶務課
		関係各課
3	市民への意識啓発	庶務課
		関係各課

(2) 生活に身近な情報の収集と提供

ジェンダー平等に関する資料や出版物の収集に努め、幅広い分野から情報を提供します。

番号	取組	担当課
4	情報の収集と提供	庶務課
		図書館
5	ジェンダー平等に関する制度についての普及啓発	関係各課

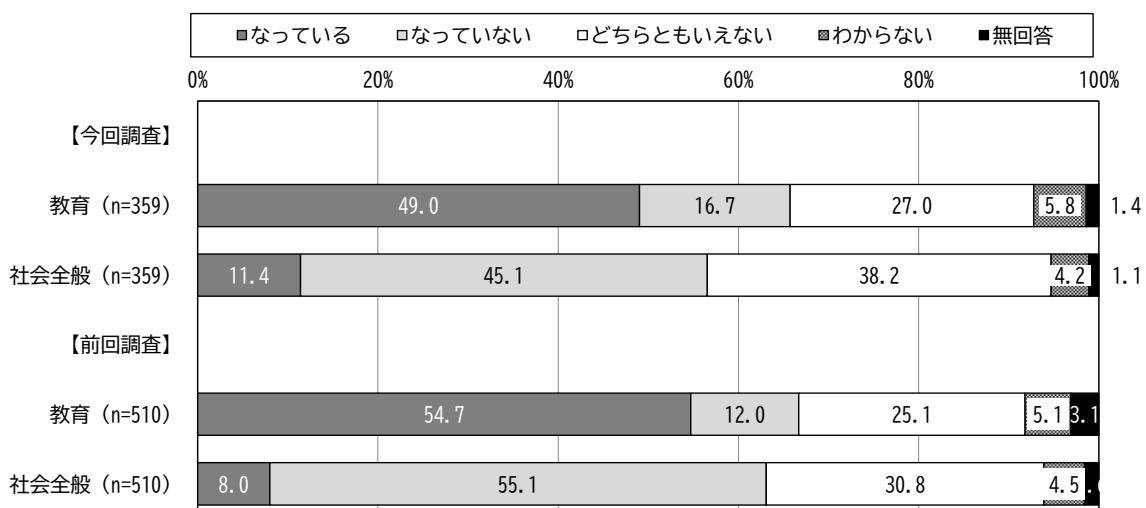
施策の柱I-2 ジェンダー平等を育む教育の推進

■現状と課題

- 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みは、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されがちであることから、男女共同参画を推進していくために、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせない教育が重要です。
- 「家庭」は人にとっての最初の教育の場として重要な役割を果たします。そこで、「女の子だから、男の子だから」ということなく「個性」が育まれ、一人ひとりが「人間」として自立できるよう、家庭教育の担い手である両親等の保護者へのジェンダー平等意識の浸透が期待されます。また、「学校教育」は、性別に関わらず平等に個性を發揮し能力を伸ばしていくうえで重要な役割を担っています。
- アンケート調査では、「教育や社会全般において、男女の地位は平等になっていると思いますか。」の質問に対し、「教育」は「なっている」が49.0%、「社会全般」は「なっている」が11.4%となっています。
また、前回調査と比較して、今回調査で「教育」は「なっている」が5.7ポイント減少し、「社会全般」は「なっている」が3.4ポイント増加しています。
- 今後も、生活の基盤である家庭を始めとして、子どもが多くの時間を過ごす学校、地域社会など、様々な場面における教育・学習機会を通じて、ジェンダー平等意識を高めていく必要があります。
- また、子どもだけでなく、すべての市民が、男女共同参画社会の実現に共に向かっていくことを目指すために、生涯学習の場を確保することが引き続き求められます。

■教育や社会全般において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

(アンケート調査 問7 「教育」「社会全般」)



(1) 家庭・地域における共に支え合う学びの支援

家庭教育に関する情報や学習機会の提供を図るとともに、家庭教育に関する相談機能の充実に努めます。

番号	取 組	担 当 課
6	保護者への意識啓発	関係各課
7	家庭教育に関する情報や学習機会の提供	関係各課
8	家庭教育に関する相談機能の強化	関係各課
9	共家事・共育の理念を広めるための参加を促す講座等の開催	関係各課

(2) 多様な生き方を育む学校教育等の推進

教職員に対するジェンダー平等教育に関する研修の充実を図り、子どもが性別にとらわれず、自己の進路に対する目的意識を高められるよう、進路指導の充実に努めます。

番号	取 組	担 当 課
10	教職員に対する研修の充実	学校教育課
11	教育内容や教育方法の改善充実	学校教育課
12	一人ひとりの個性を生かす教育の充実	学校教育課
13	男女混合名簿の実施	学校教育課
14	ジェンダー平等の意識を促す教育の充実	学校教育課 子ども支援課

(3) 生涯を通じた社会教育の充実

男女共同参画の視点を取り入れた各種講座などを開催し、ジェンダー平等に関する啓発を行い、男女共同参画を進める意識づくりを推進します。

番号	取 組	担 当 課
15	誰もが自分らしく学ぶことができる生涯学習事業の推進	社会教育課

施策の柱 I-3 男女の人権の尊重

■現状と課題

○近年、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と略記します））、日常生活における様々なハラスメント、ストーカー行為などが、社会問題として深刻化しています。

これらの行為の被害者の多くは女性ですが、そうした被害者は今まで、身体的、性的、心理的、経済的な暴力や苦しみを人知れず抱えてきました。

○アンケート調査では、「身近なところでセクシュアル・ハラスメントを受けたり、見聞きしたことはありますか。」の質問に対し、「職場で」の約1割の人が「自分が受けたことがある」と答えています。

○男女の人権が尊重され、安心して暮らすことができるよう、啓発と、被害者保護・支援、相談窓口の周知等問題の解決に向けての取組が今後も必要です。DVやセクハラ等を個人の問題として捉えることなく、社会全体でこれらの防止や問題解決に取り組んでいくための意識啓発に努めていく必要があります。

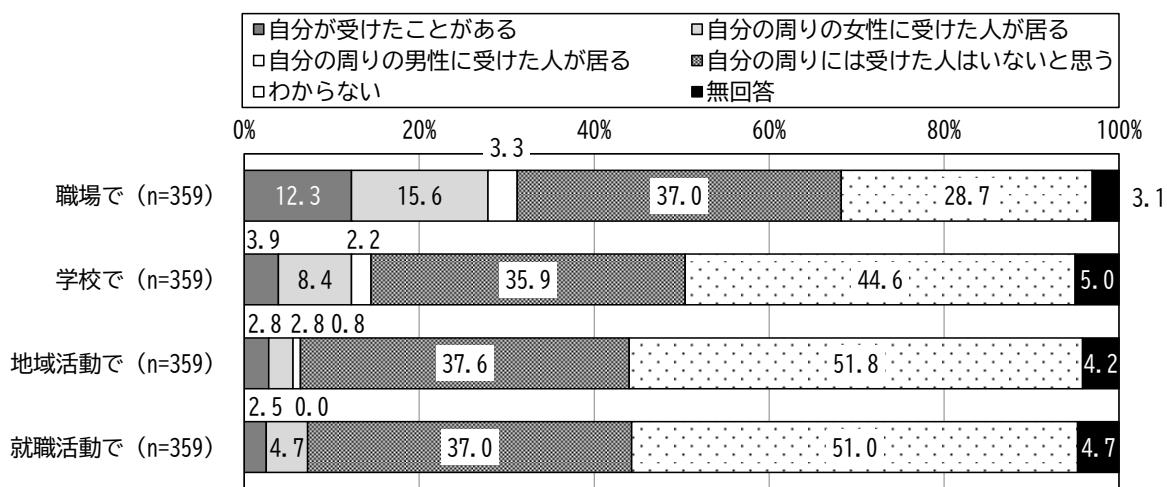
○全国各地で自然災害が頻発している近年、地域における防災活動の重要性が高まっています。大規模災害の発生は、女性を始めとする脆弱な状況にある人々が、より多くの影響を受けることが指摘されていることから、地域防災活動への女性の積極的な参画等、防災の分野における男女共同参画の促進が重要です。

○アンケート調査では、「防災・災害復興対策の中で、女性や男性などの性別に配慮して取り組むべきことは何だと思いますか。」の質問に対し、「女性や男性などの性別に配慮した施設・設備の配置（トイレ、更衣室、入浴場、洗濯・物干し場など）」が72.7%と最も多く、次いで、「女性のニーズに沿った物資の供給（生理用ナプキン、おりものシート、防犯ブザー、女性用下着（各種サイズ）、妊娠婦用衣類、母乳パッドなど）」が64.9%、「乳幼児連れや女性世帯、性的少数者等への配慮（専用のスペース確保、プライバシー保護のためのカーテン・間仕切り、防犯カメラ設置など）」が44.0%となっています。

○これらの意見を踏まえ、災害時における防災対策を進めるうえで、男女共同参画の視点を入れて進めていくことが必要です。

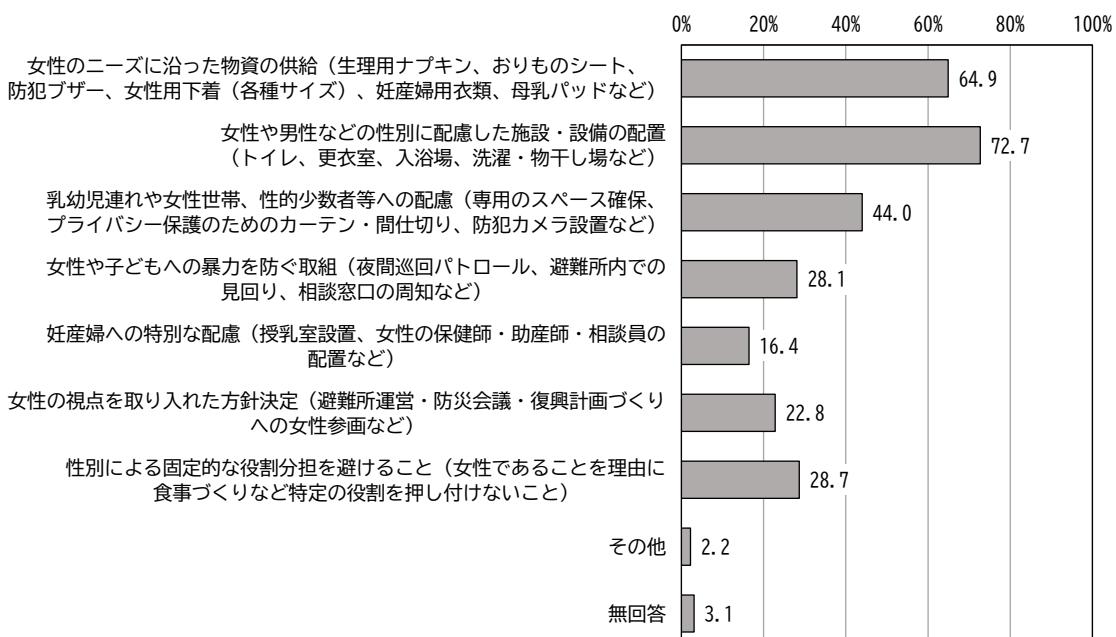
■ 身近なところでセクシュアル・ハラスメントを受けたり、見聞きしたことはありますか。

(アンケート調査 問18)



■ 防災・災害復興対策の中で、女性や男性などの性別に配慮して取り組むべきことは何だと思いますか。

(アンケート調査 問17)



(1) あらゆるハラスメントの根絶に向けた啓発

ジェンダー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどが「人権侵害」であるという意識の啓発を図り、それらに関する情報提供に努めます。

番号	取 組	担 当 課
16	ジェンダー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等の防止啓発	庶務課
		秘書課

(2) 多様な性への理解と尊重

市刊行物などにおける性差別的な表現等を、適切な表現への配慮や意識の改善を図り、多様な性の視点を生かした防災体制のあり方や構築の方法について、検討を行います。

番号	取 組	担 当 課
17	男女共同参画の視点に立った情報提供の適正化の推進	庶務課
		関係各課
18	多様な性の視点を活かした防災体制の推進	危機管理課
19	多様性尊重の推進	庶務課

(3) 相談体制の充実と連携

被害者のためプライバシーが確保された相談・支援体制の充実を図り、男女共同参画の視点の徹底を図るため、相談員に対して研修等を実施します。

番号	取 組	担 当 課
20	相談・支援体制の充実	庶務課
		秘書課
		関係各課

基本目標II あらゆる分野への男女共同参画の促進

施策の柱II-1 市の政策決定過程への参画の促進

■現状と課題

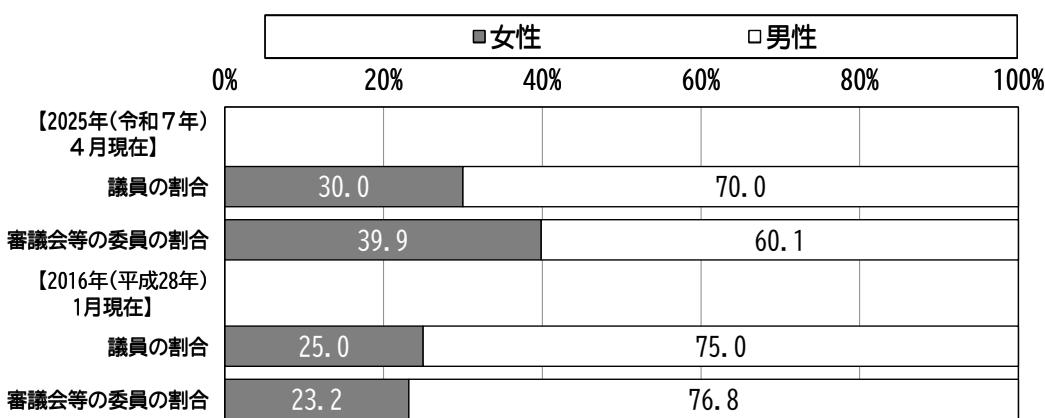
○将来にわたって活力ある社会を創造していくためには、幅広い人材の育成とともに、視野を広げ、新たな発想を取り入れていくことが重要です。こうした観点から、まちづくりなど社会全体にかかわる重要な企画立案に、性別に関係ない多様な意見が公平・公正に反映されるためには、審議会等への女性の参画を進めることが重要であり、女性の登用目標値を設定していくことも促進策の1つとして考えられます。

○本市における女性の政治への参画状況は、市議会の女性議員の割合が2025年（令和7年）4月現在で30.0%（20人中6人）となっており、2016年（平成28年）1月と比較して5.0ポイント増加しています。また、審議会等への女性の登用率は、2025年（令和7年）4月現在で39.9%となっており（行政委員会と法律・条例設置の附属機関を合わせて委員総数336人のうち134人）、2016年（平成28年）1月と比較して16.7ポイント増加しています。議員、委員の割合は、前プランの数値目標30%を達成しています。

○性別に関係ない多様な意見が公平・公正に反映される男女共同参画社会を実現していくためには、更なる審議会等への女性の参画が求められます。今後も、引き続き女性の登用促進に努めることが必要です。

○並行して、性別による偏見や職種の偏りをなくすとともに、女性職員の地位と資質の向上をめざし、今後も継続して、市職員の研修機会を充実するとともに、市職員に対してジェンダー平等についての正しい理解を浸透させ、人材育成に努めることが必要です。

■女性議員の割合と審議会等の女性委員の割合



(1) 審議会・委員会等への女性参画の推進

女性のいない審議会・委員会等をなくし、女性の登用率についての目標数値を設定し、その目標の達成に努め、幅広い女性層からの登用を推進します。

このため、女性委員の割合を40%以上にすることを数値目標とします。

番号	取 組	担 当 課
1	審議会等への女性の登用促進	関係各課
	【数値目標】女性委員の割合 40%以上※	
2	女性の意見の市政への反映	関係各課

※国の男女共同参画基本計画において、女性委員の割合を40%以上60%以下にすることを目指としていることを踏まえ、目標値を設定。

(2) 女性職員のキャリア形成と登用促進

様々な研修会への多くの市女性職員の参加を促すとともに、職員を対象にした学習会や講座を積極的に開催し、その資質の向上と人材育成に努め、女性職員の職域拡大と管理職への登用に努めます。

番号	取 組	担 当 課
3	女性リーダー職員の育成	秘書課
4	職員の職域拡大	秘書課
5	管理・監督者への女性の登用	秘書課
6	プロジェクトチームへの女性職員の参加促進	関係各課

施策の柱Ⅱ-2 地域における男女共同参画の促進

■現状と課題

○地域は家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域があらゆる立場の人々にとっても暮らしやすい場となるためには、あらゆる立場の人々がともに役割を担い、地域社会を築いていくことが望まれます。

○アンケート調査では、「あなたの家庭では次のことについて、主にどなたが行っていますか。(「地域の行事活動」「自治会・PTA活動」)」の質問に対し、「地域の行事活動」については「主に女性」が31.5%、「主に男性」が19.2%となっています。「自治会・PTA活動」についても、「主に女性」が40.7%、「主に男性」が13.1%となっており、いずれも女性が多くなっています。

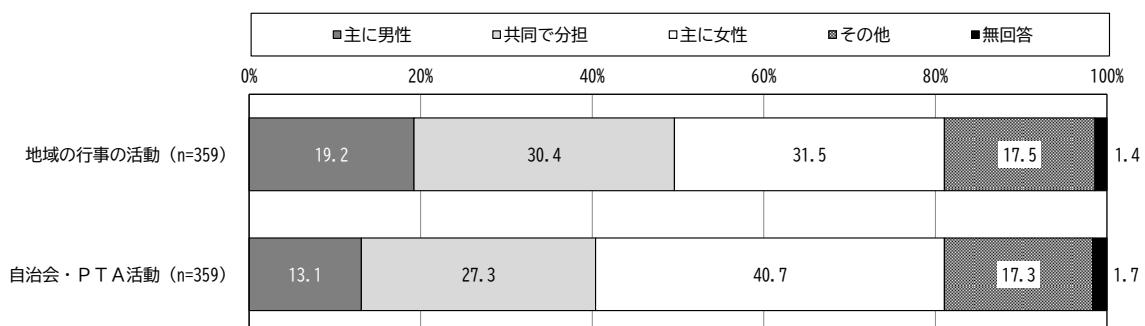
一方で、「地域活動の場で、男女の地位は平等になっていると思いますか。」の質問に対し、「なっている」が22.8%に対し、「なっていない」が25.6%、「どちらともいえない」が33.4%となっており、「なっていない」が「なっている」をやや上回っています。

地域の活動には女性の方が男性よりも多く参加し、活躍している一方で、一般に、地域で行われる様々な活動や自治会・町内会等における会長職等の役職については、男性が多い状況にあります。

○豊かで活力のある地域社会の形成のために、固定的な性別役割分担意識を見直し、あらゆる立場の人々が共に参画していくことが大切です。今後も意識啓発を継続して進めていく必要があります。

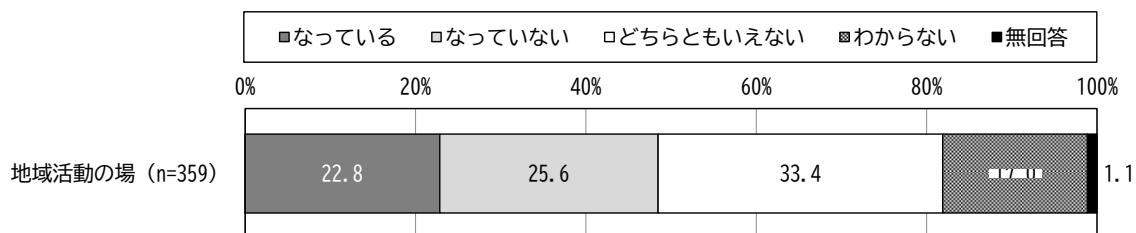
■あなたの家庭では次のことについて、主にどなたが行っていますか。

(アンケート調査 問11 「地域の行事活動」「自治会・PTA活動」)



■地域活動の場において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

(アンケート調査 問7 「地域活動の場」)

**(1) 女性の人材育成と活躍の支援**

女性指導者（リーダー）養成のための講座や研修会を開催し、指導者への登用を促進し、指導的立場に立って活動している人たちへの研修や積極的な支援を行います。

番号	取組	担当課
7	女性の地域活動リーダーの育成	自治振興課
		社会教育課
8	女性のネットワークづくりの推進	庶務課
		社会教育課
9	人材リストの活用促進	庶務課

(2) 地域社会活動等の活性化

コミュニティ活動、ボランティア活動、消費者活動等といった地域社会活動の活性化を図るために、市民の意識の高揚や活動支援を行い、男性の積極的な参加・参画を促し、男女共同参画の視点による地域活動を促進します。

番号	取組	担当課
10	市民活動（コミュニティ、NPO、ボランティア）の促進及び支援	自治振興課
		関係各課
11	消費者活動の支援	産業振興課
12	男性の地域社会活動への参画促進	自治振興課

施策の柱Ⅱ-3 国際理解の推進

■現状と課題

- 国際化が進む今日、ジェンダー平等についても国際的な視点でとらえていく必要があります。この問題は各国共通の世界的な課題ですが、国により、その抱える具体的な問題には違いがあります。諸外国におけるジェンダー平等の現状を把握し、認識と理解を深め、その解決に向けての各国の動向を知ることが必要です。
- 人々が、世代・国籍・価値観やライフスタイルなどの多様性が認められない環境に置かれ、社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあります。みんなが自分らしく幸せに暮らせるまちを実現するためには、市民一人ひとりが人権を尊重し、それぞれの多様性を互いに認め合うことが求められます。
- 近年、国全体で外国籍の住民が増えつつあり、本市でも外国人と接する機会も増えています。外国籍の人々と、お互いに文化や価値観、生活習慣について理解し、尊重し合う関係を築き、一緒によりよいまちづくりをしていくために、今後も引き続き、様々な交流機会を設け、多文化共生を推進していくことが必要です。

(1) 多文化共生における男女共同参画の情報提供

諸外国のジェンダー平等の現状を知るため、その資料や情報を収集し、また必要な情報の提供に努めます。

番号	取 組	担 当 課
13	情報収集と提供の充実	庶務課

(2) 多様な文化背景を持つ市民との交流・協力の推進

外国籍住民と日本国籍住民との相互理解が深まるよう、市民活動団体と協働して日本語教室の開催や交流事業を実施します。

番号	取 組	担 当 課
14	国際理解のための学習機会の提供	社会教育課
15	国際理解のための事業推進	自治振興課
16	国際交流事業の推進	自治振興課
		学校教育課
17	語学教育の充実	学校教育課

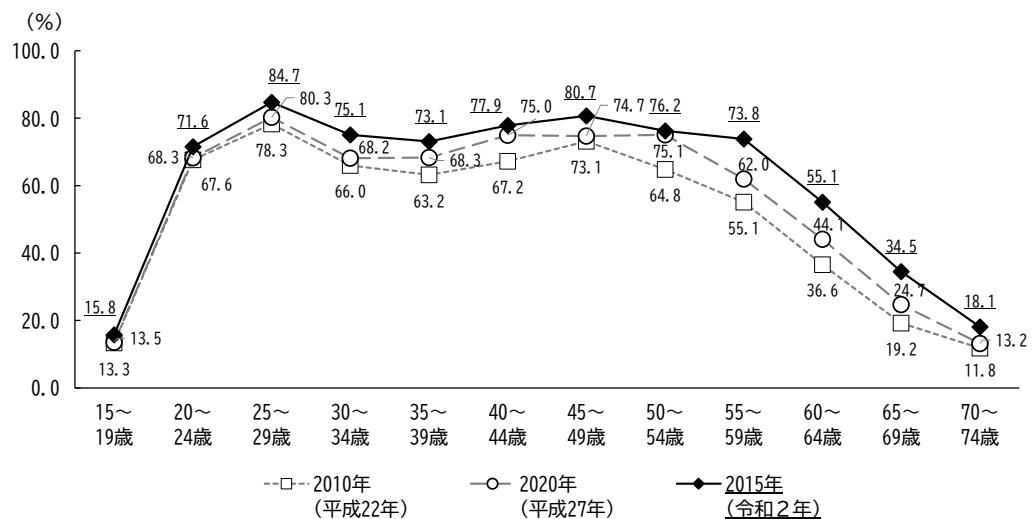
基本目標Ⅲ 男女が共に働きやすい環境づくり

施策の柱Ⅲ-1 働きやすい環境の整備

■現状と課題

- 女性の年齢階級別労働率をみると、2010年（平成22年）と比較して、2020年（令和2年）では、20歳以上の全ての年齢で労働率が増加しています。また、30～44歳付近に見られた労働率の低下が減少しています。かつては、女性が子育て等でいったん仕事を退職し、のちに再就職をすることが多い状況でしたが、現在は退職をせず、働き続ける女性が増加しています。
- 一方、アンケート調査では、「あなたの家庭では次のことについて、主にどなたが行っていますか。（「家事」「子育て」「介護」）」の質問に対し、家庭における「家事」「子育て」「介護」の負担が、依然として、男性より女性で多くなっています。
- 「男女ともに仕事と家庭の両立を図るために、どのようなことが必要だと思うか」の質問に対し、「民間の企業等に対して、在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度の導入を促進すること」が52.6%と最も多く、次いで、「保育所や学童保育所等の保育時間の延長など、保育内容を充実すること」が40.1%、「高齢者介護のためのサービスの充実を図ること」が37.6%となっています。
- 「男性が育児や介護を行うための休暇を取得することへのあなたの考え方」の質問に対し、「機会があれば自分で取得したい、または取得を勧めたい」が50.7%と最も多く、次いで、「今の法律・制度のままでは支援が不十分なので、取得は難しい」が12.0%となっています。
- 仕事と家庭の両立を図るために、基本目標I-1のジェンダー平等の意識づくりの推進とともに、妊娠・出産や育児、介護を社会的に支援する制度の充実が、今後も引き続き必要です。

■女性の年齢階級別労働率の推移

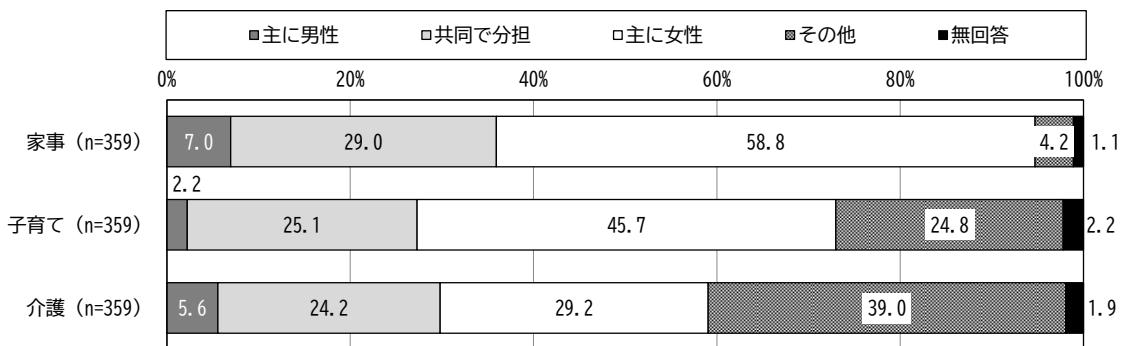


※労働率=労働力人口÷15歳以上の人口（労働力状況「不詳」を除く。）×100

資料：国勢調査

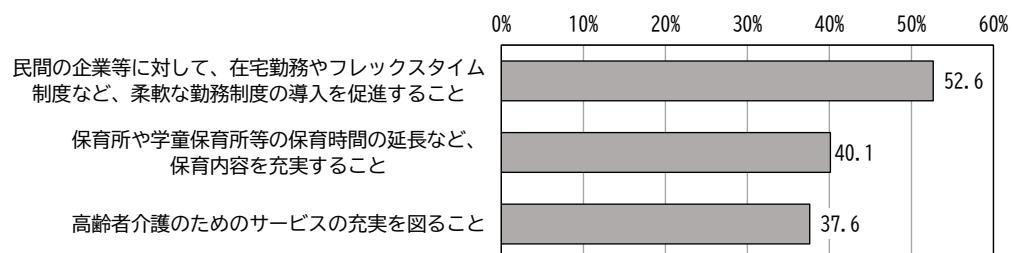
■あなたの家庭では次のことについて、主にどなたが行っていますか。

(アンケート調査 問11 「家事」「子育て」「介護」)

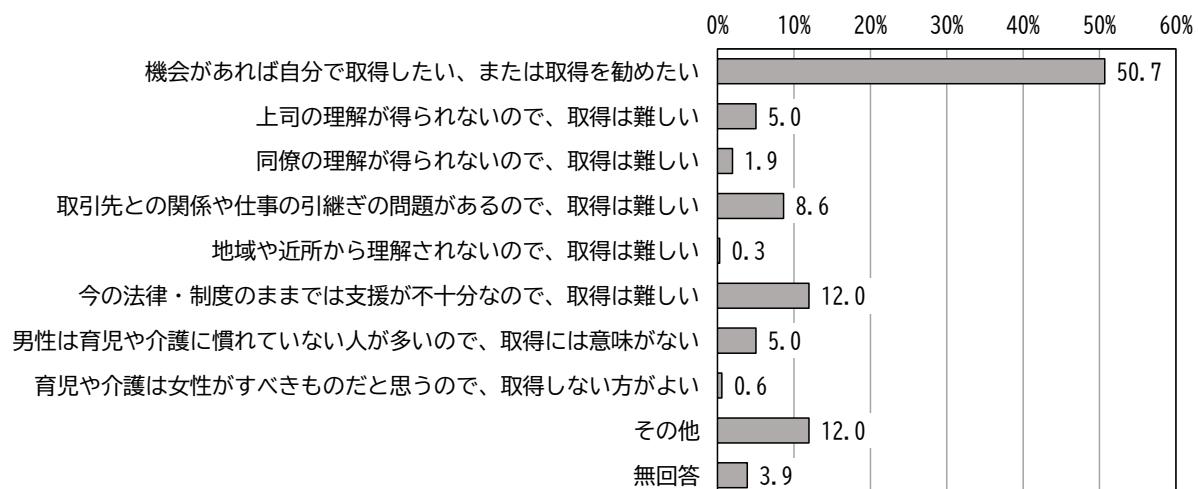


■男女ともに仕事と家庭の両立を図るために、どのようなことが必要だと思いますか。

(アンケート調査 問10)



■男性が育児や介護を行うための休暇を取得することについて、あなたの考え方や状況がもっともあてはまるのは次のうちどれですか。(アンケート調査 問14)



(1) 仕事と家庭の両立支援

多様化する就業形態に合わせて、保育施設・学童保育所やファミリー・サポート・センターの充実に努めます。

また、通常保育・延長保育・一時保育など、保育サービスを充実させます。

番号	取 組	担 当 課
1	保育サービスの充実	保育課
2	学童保育の充実	保育課
3	ファミリー・サポート・センターの充実	子ども支援課

(2) 育児休業・介護休業制度等の普及啓発

就業と育児の両立をよりいっそう支援するため、育児・介護の夫婦共同責任についての啓発を推進するとともに、育児休業・介護休業制度に関する広報を行うなど、その普及・定着を図ります。

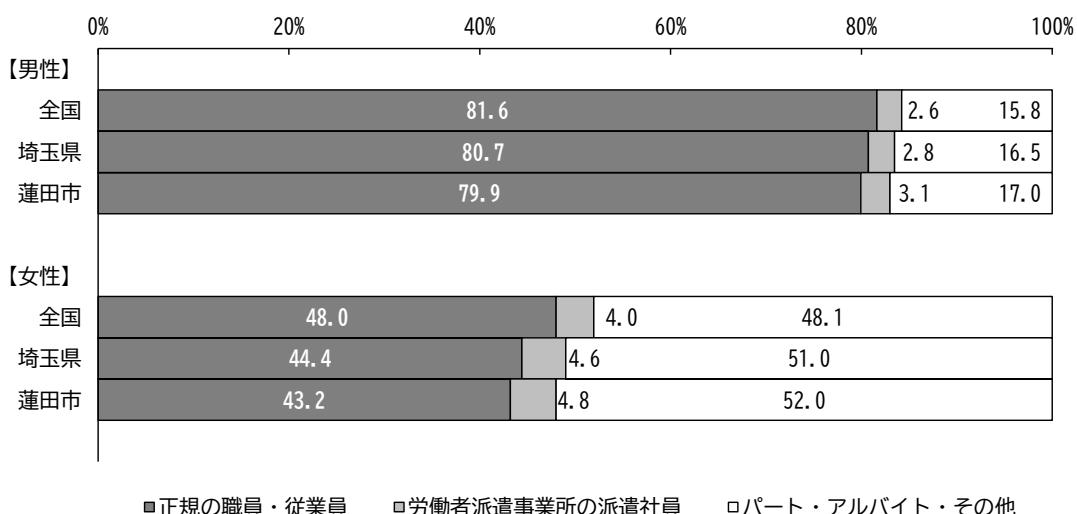
番号	取 組	担 当 課
4	育児・介護休業法の普及啓発	関係各課

施策の柱Ⅲ-2 職域の拡大と雇用の安定

■現状と課題

- 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の制定や改正など、制度面でのジェンダー平等は進みつつあり、様々な分野で活躍する女性の姿が見られます。様々な活動に多様な人材が参画することは、すべての人が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる地域社会の実現に寄与するとともに、地域の経済社会に新規の発想をもたらすなど、持続的な地域をつくるために重要です。
- 働くための能力開発や能力活用に対する支援は重要なことですが、女性においては男性に比べて積極的に行われていない傾向があるため、特に支援が必要です。また、女性自身も、自ら進んでその能力の開発や向上を図ることが期待されます。
- 就農人口が減少する中で、都市部への女性の流出が続いているとともに、農業従事者に占める女性の割合も低下傾向にあります。農業の持続性を確保するために、女性の活躍に向けた支援が求められています。
- 就業者の雇用形態をみると、正規の職員・従業員の割合が、男性に比べて女性で低くなっています。
- 女性が子育てや介護等のために仕事を退職することは少しずつ減少しつつあるものの、退職した女性が再び働く際には、非正規雇用で再就職しているケースが多い実態があります。雇用において、女性と男性の均等な機会や待遇を確保するとともに、女性の職域の拡大を進める必要があります。

■就業者の雇用形態（全国、埼玉県との比較）



資料：2020年（令和2年）国勢調査

(1) リスキリングと多様な就労支援

各種の技術・技能講座や働くことへの心がまえを学ぶ機会を設け、職業人としての能力の育成、向上を支援し、「家族経営協定」の締結の促進なども含めて農業、自営業の女性を支援し、経営者としての育成も図っていきます。

情報提供や講座の開催、新規開業者の支援など、女性の起業への支援を実施し、新しい働き方の促進を図ります。

番号	取 組	担 当 課
5	職業能力開発、各種の技能講座等の情報提供	産業振興課
6	農業、自営業の女性の活躍の支援	産業振興課
7	女性の起業への支援	産業振興課

(2) 雇用の安定と拡大

雇用の安定を図るため、雇用を促進する情報提供や啓発に努めます。

また、女性の就業分野を拡大するため、様々な機会をとらえて啓発活動を行います。

番号	取 組	担 当 課
8	就労のための情報提供	産業振興課
9	就職・再就職の支援	産業振興課
10	内職相談事業の充実	産業振興課

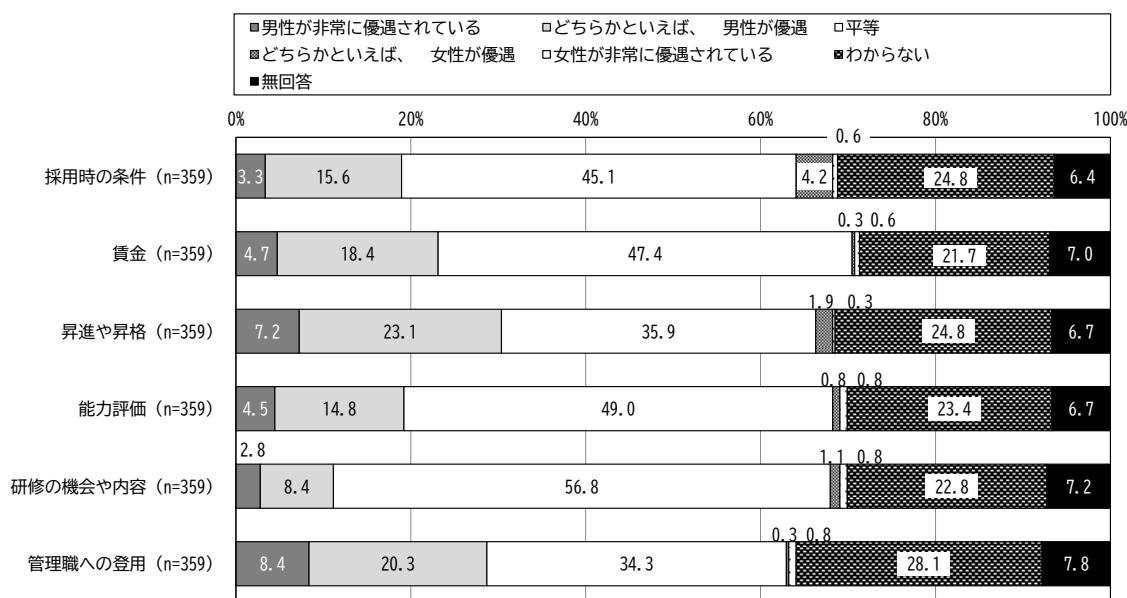
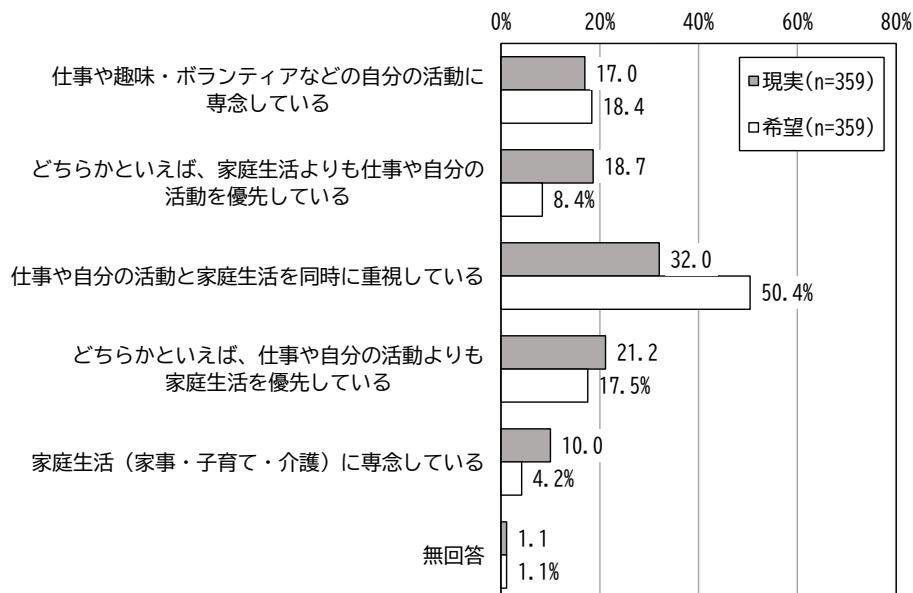
施策の柱Ⅲ-3 労働条件の向上

■現状と課題

- 「男女共同参画社会基本法」が1999年（平成11年）に施行され四半世紀あまりが経ち、女性の活躍推進が国の重要課題として推進されています。しかしながら、社会全体の意識は変わりつつあるものの、今日においても、社会で女性の力が十分に発揮されているとは言い難く、解消すべき性別にまつわる格差や不平等、困難が存在しています。職場においては、賃金や昇進、研修機会など、女性と男性の労働者間の格差がいまだに残っています。
- この状況を改善し、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」が2016年（平成28年）に施行されています。
- アンケート調査の結果では、「あなたの職場では次のことがらについて、男女は平等になっていると思うか。」の質問に対し、「採用時の条件」「賃金」「昇進や昇格」「能力評価」「研修の機会や内容」「管理職への登用」に対し、「平等」と答える人が多い一方で、『女性が優遇』と『男性が優遇』を比較すると、『男性が優遇』の割合が多くなっています（4から27倍）。
(ここで、『女性が優遇』は、「女性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば、女性が優遇」の合計。『男性が優遇』は、「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば、男性が優遇」の合計。)
- 女性が働きやすい環境を整えるために、法律の目的や内容を広く浸透させることが重要となっています。
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするとともに、男性の家庭生活への参画や女性の就業継続及び政策・方針決定過程への参画を進める上でも不可欠です。誰もが仕事と生活の調和を実現し、生き生きと暮らすためには、家事、育児、介護などに男女がともに取り組むことが必要ですが、男性の家庭生活への参画は、長時間労働の影響などもあり進んでおらず、家事、育児等の負担は女性に偏っているのが現状です。
- アンケート調査では、「家庭生活（家事・子育て・介護）の考え方についてお伺いします。「現実」では何を優先していますか。また「希望」では何を優先したいですか。」の質問に対し、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視している」と回答する人は、「希望」では50.4%と最も多いのに対して、「現実」では32.0%と大幅に減っており、希望と現実に隔たりが大きいことがうかがえます。
- 社会全体の重要な問題として少子化があり、その原因の一つとして、子育ての経済的負担や仕事と子育てとの両立の難しさがあるといわれています。男女がともにゆとりを持って働き続けられる環境づくりが、少子化の傾向に歯止めをかける一つの鍵となります。男女にかかわらず仕事を続けたいと望む人が仕事と家庭との両立ができるように、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の体制を充実していく必要があります。

■あなたの職場では次のことがらについて、男女は平等になっていると思いますか。

(アンケート調査 問13)

**■家庭生活（家事・子育て・介護）の考え方についてお伺いします。「現実」では何を優先しているですか。また「希望」では何を優先したいですか。（アンケート調査 問9）**

(1) 職場におけるジェンダー平等の促進

男女雇用機会均等法の趣旨や内容の周知を図り、また、女性活躍推進法といった関連法の普及啓発に努め、労働条件の改善を促進します。

番号	取 組	担 当 課
11	男女雇用機会均等法の普及啓発	関係各課
12	女性活躍推進法の普及啓発	関係各課

(2) 多様なワークスタイルの推進

パートタイム労働、家内労働（在宅ワーク）、派遣労働などの多様な形態の労働環境の実態把握に努め、その改善を促進します。

フレックスタイム制度など働く人のニーズに合った多様な就業形態・勤務形態の普及に向け、啓発に努めます。

番号	取 組	担 当 課
13	柔軟な勤務体制づくりのための情報提供	産業振興課
14	労働時間短縮の意識啓発のための情報提供	産業振興課
15	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	庶務課

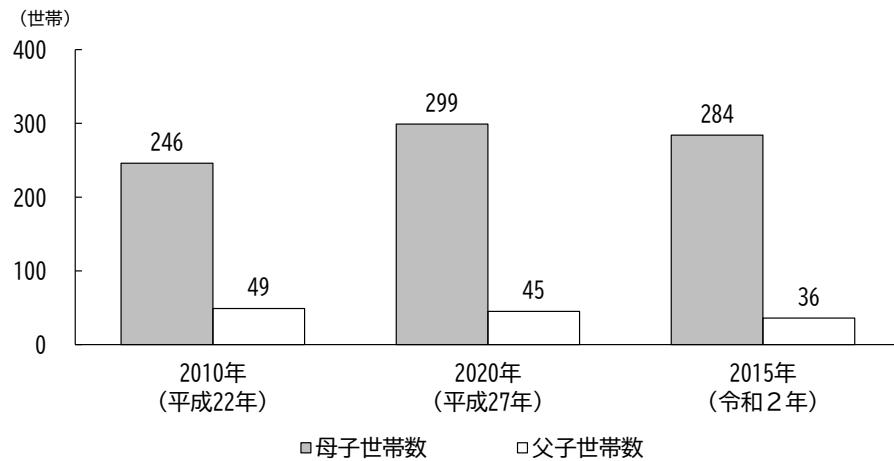
基本目標IV いきいきと暮らせる環境づくり

施策の柱IV-1 子育て支援への環境整備

■現状と課題

- 日本のひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）の相対的貧困率は、先進国の中において高くなっています（2018年（平成30年）にOECD35か国中34位）。また、母子世帯では、社会における男女が置かれた状況の違い等により、貧困等生活上の困難に陥りやすくなっています。
- 本市の母子世帯数は、2010年（平成22年）に246世帯、2015年（平成27年）に増加して299世帯、2020年（令和2年）には284世帯となっています。一般に、母子世帯数は父子世帯数と比較して多く、本市の2020年（令和2年）の母子世帯は、父子世帯の7.9倍となっています。
- 生活の維持や子供の養育費などの様々な問題を抱え、経済的にも精神的にも負担が大きいひとり親家庭を援助する取組を、今後も継続していく必要があります。
- 一般に、子育ての役割は、主に母親に委ねられることが多くなっており、子育てにおいて女性にかかる負担は大きく、育児に追いつめられた母親の悩みや子どもへの虐待の増加など、様々な問題も起きています。
- アンケート調査では、「あなたの家庭では次のことについて、主にどなたが行っていますか。（「子育て」）」の質問に対し、前回調査と比較して、今回調査では「主に女性」が7.4ポイント減少しているものの、「主に女性」の45.7%は、「主に男性」の2.2%、「共同で分担」の25.1%と比較して非常に多い状況です。（「その他」の内訳は、ほぼ「こどもがいない」「こどもが自立した」のため除外。）
- 男女が共に子育てにかかわっていくとともに、男性の仕事優先の考え方や役割分担意識を見直すこと、職場での子育て支援や周りの人達の理解を広めること、更に地域と一体となって子育てを行うことなど、家庭や地域、職場、行政、社会全体で子ども達を育てる意識づくりが重要です。このため、市の「蓮田市こども計画」と連携をとりながら、子育てネットワークづくりや地域による子育て支援などを進めていく必要があります。

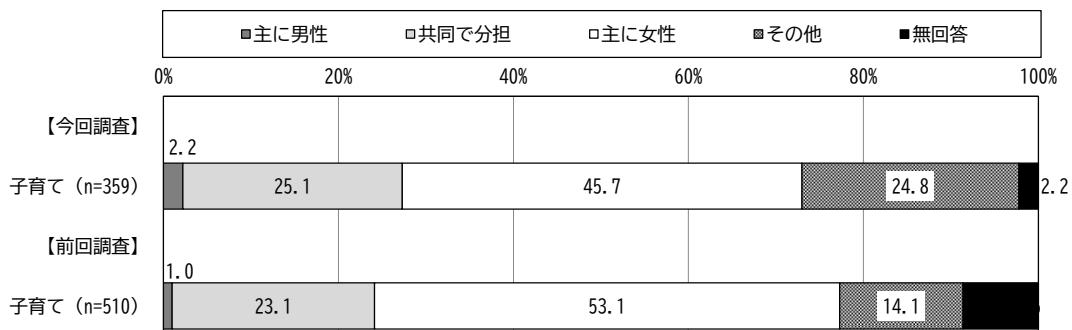
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

■あなたの家庭では次のことについて、主にどなたが行っていますか。

(アンケート調査 問11 「子育て」の前回調査との比較)



※補足： 他の内容は、ほぼ「子どもがいない」「子どもが自立した」。

(1) ひとり親家庭等への支援

母子家庭、父子家庭等のひとり親家庭や外国人家庭にとっては、経済的・精神的な負担は非常に大きなものとなっています。生活の安定と自立が図れるよう、相談、生活支援の充実などに努めます。

番号	取組	担当課
1	生活安定への援助	子ども支援課
2	相談体制と情報の収集・提供の充実	子ども支援課

(2) 児童虐待に対する対策の推進

「要保護児童対策地域協議会」の推進、親と子の心の健康づくり対策の推進など、児童虐待に対する対策を強化します。

番号	取 組	担 当 課
3	児童虐待防止に向けての取組の推進	子ども支援課
4	児童虐待予防に向けた啓発	庶務課

(3) 子育て支援体制の整備充実

「蓮田市こども計画」の施策・事業と連携を図りながら、子育て支援体制の整備・充実を推進します。

番号	取 組	担 当 課
5	地域による子育て支援の充実	子ども支援課
6	子育てネットワークづくりの推進	子ども支援課
7	両親学級などの子育て支援の推進	子ども支援課
8	児童相談事業の充実	子ども支援課

■蓮田市こども計画

「こどもと若者が自分らしく育ち自分の意思と言葉でさまざまなかかわりをもてるよう市民一人ひとりが応援しよう！」を基本理念として、国が「こども大綱」で掲げる「こどもまんなか社会」に向け、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目的としています。

また、蓮田市こども計画は、子ども・子育て支援事業計画を引き継いでおり、こどもの最善の利益が実現される社会をめざして、こども・若者の健全な育成と子育て環境づくりに関する取組を総合的に推進していきます。

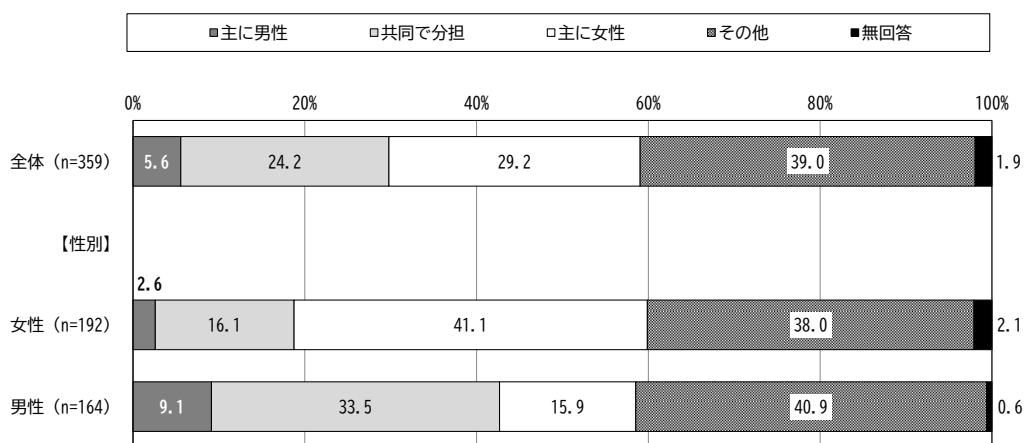
施策の柱IV-2 高齢者・障がい者等とその介護者の社会参画への環境整備

■現状と課題

- 高齢者、障がい者等が抱える生活上の様々な困難は、女性であることで更に複合的な状況に置かれている場合があります。このような困難な状況の解決を図るため、人権尊重の観点からの配慮、多様性を認め合う社会づくりに向けた理解を促進するとともに、多様なニーズに対応したきめ細かい生活支援や社会参画の促進につなげることが求められています。
- 固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があり、その結果、一般に女性が子育て・介護等により離職するケースが多くなっています。
- アンケート調査では、「あなたの家庭では次のことについて、主にどなたが行っていますか。(「介護」)の質問に対し、「主に女性」の29.2%が最も多く、「主に男性」は5.6%、「共同で分担」は24.2%となっています。(「その他」の内訳は、ほぼ「介護の必要がない」のため除外。)一方、女性と男性の「共同で分担」の回答率に大きな差があります。男性が「共同で分担」していると認識していることがらを、女性は「主に女性」が行っていると認識しているのがうかがえます。
- 啓発により、介護への男性の協力を増やしていく一方で、現状、家庭の介護の主な担当となっている女性の負担を軽減するとともに、介護により離職する男女を減らすため、今後も、介護サービスの周知が必要です。

■あなたの家庭では次のことについて、主にどなたが行っていますか。

(アンケート調査 問11 「介護」)



※補足： 他の内訳は、ほぼ「介護の必要がない」。

(1) 高齢者の生きがいのある生活への支援

高齢者の生きがいづくりを支援するとともに、社会参画ができるような環境整備を図ります。

番号	取 組	担 当 課
9	生きがい・社会参加の促進	長寿支援課

(2) 障がい者等の自立支援

障がい者等ができるだけ住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送れるような住みよい環境の整備と交流の場の充実を進めます。

番号	取 組	担 当 課
10	人材活用機会の拡大	障がい者支援課

(3) 介護をめぐる福祉サービスの充実

介護を要する高齢者や障がい者等の生活の自立と心身の健康の維持・向上を図り、また介護にあたる家族等を支えて、地域での助け合いを図るため、介護をめぐる福祉サービスを更に充実させます。

番号	取 組	担 当 課
11	総合的な相談支援・権利擁護事業の充実	関係各課
12	地域生活支援の推進	長寿支援課
13	介護者支援の推進	関係各課
14	高齢者の見守り・安全確保の推進	長寿支援課
15	各福祉サービス内容の広報活動の充実	関係各課

■蓮田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

「高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、高齢者が住み慣れた地域で、地域住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざし、高齢者福祉の推進を図っています。

■かがやき はすだプラン

(蓮田市障がい者基本計画・蓮田市障がい福祉計画・蓮田市障がい児福祉計画)

「みんなでつくる みんなで暮らせるまち」を基本理念として、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが輝くことができる地域共生社会をめざし、障がい者のための施策の総合的な推進を図っています。

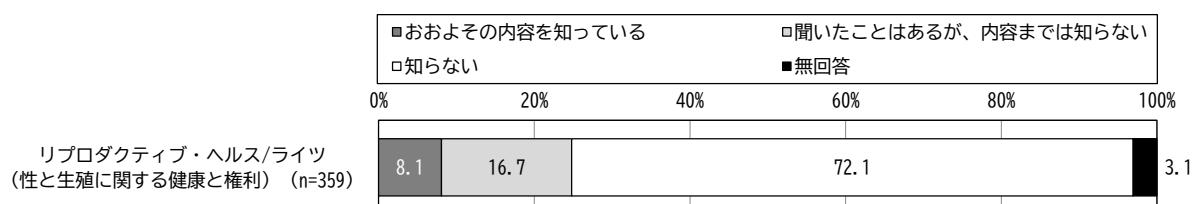
施策の柱IV-3 健康づくりへの環境整備

■現状と課題

- 男性も女性も、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提です。
心身及びその健康について、自分で考え行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康に生きていくために必要なことです。
- 子どもを産む産まない、産むとすればいつ、何人産むかを女性が自己決定するなどの権利である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点は、女性の生涯を通じた健康の保持増進を支援する上で重要であり、女性だけでなく男性の理解も必要です。
- アンケート調査では、「あなたは、次の言葉を知っていますか。(「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)」)」の質問に対し、「知らない」は、が72.1%と最も多くなっています。
- 生涯を通じて心身の健康を維持することは、自立した生活を営んでいく上で欠かせない要素であり、男女を問わず共通の願いでもあります。
本市では2024年（令和6年）3月に「健康はすだ21（第3次）・蓮田市食育推進計画（第2次）」を策定し、市民一人ひとりが健康づくりを進めていくための情報提供と、市民自らの意志決定による健康づくり活動を支援していますが、今後も、男女共生社会の実現に向けて、連携を図っていく必要があります。

■あなたは、次の言葉を知っていますか。

(アンケート調査 問22 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)」)



(1) 心と体の健康づくり

心身共に健やかな生活を送ることができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する啓発や健康づくりに関する各種講座の開催、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

番号	取 組	担 当 課
16	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発や各種講座の開催	子ども支援課
17	スポーツ・レクリエーション活動の振興	社会教育課
18	女性のスポーツ推進委員の増員	文化スポーツ課

(2) 母子保健事業の充実

子どもを産み、育てる親に対して、育児相談等の情報提供や教育の場を設けるとともに、乳幼児の健康の保持、増進を図るため、疾病等の予防と早期発見、早期対応等に努めます。

番号	取 組	担 当 課
19	母性保護に関する意識啓発	子ども支援課
20	育児等に関する相談体制の充実	子ども支援課

(3) 健康づくり体制の充実

基本方針「健康寿命の延伸に向けた取組の推進」の下、病気の早期発見、早期治療を目的とした健（検）診体制の充実に努めるとともに、一步進めて「病気の予防」をめざしていくために、健康に関する知識の普及や相談体制の充実を図ります。

番号	取 組	担 当 課
21	健（検）診体制の充実	健康増進課
22	健康に関する意識啓発	健康増進課
23	健康相談体制の充実	健康増進課

■健康はすだ 21・蓮田市食育推進計画

健康はすだ21では、健康寿命の延伸をめざして、市民と協働した健康づくりの取組を推進しています。また、蓮田市食育推進計画は、食に関する様々な取組を通じて、市民と一体的な食育活動を推進しています。

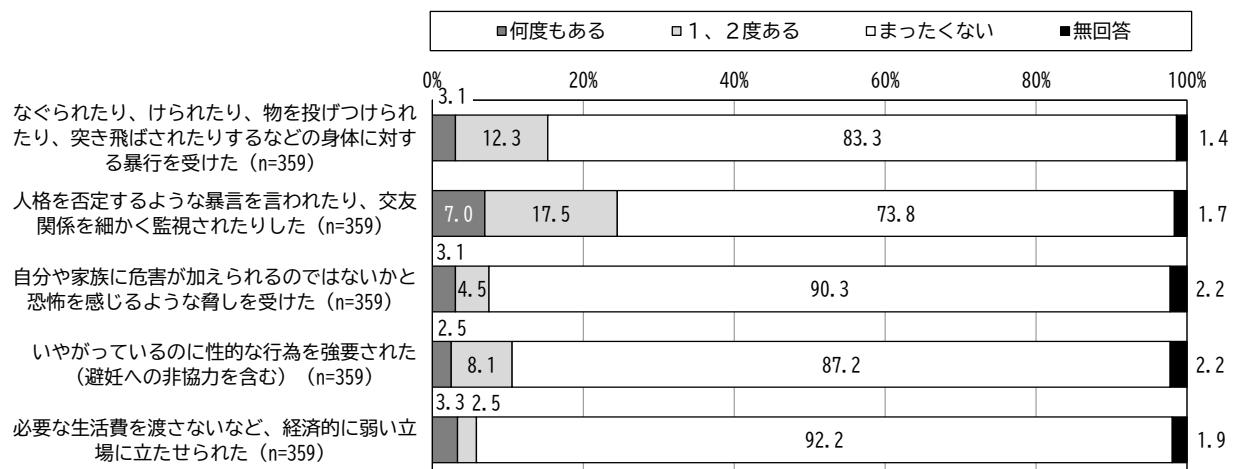
基本目標V ジェンダーに基づくあらゆる暴力のない社会づくり

施策の柱V-1 暴力を許さない社会づくりの推進

■現状と課題

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の改正などにより法制度の整備は進んでいるものの、加害者が“暴力をふるっている”という認識は十分であるとはいえない。
- DVは、外部からの発見が困難な家庭内で行われる場合が多いために、潜在化、深刻化しやすい傾向があります。警察庁が公表する配偶者からの暴力相談件数は増加傾向にあります。また近年は、配偶者以外の交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も問題となっています。
- アンケート調査では、「あなたはこれまでに、あなたの配偶者や恋人などから次のような行為をされたことがありますか。」の質問に対し、DV行為をされた人がいることがうかがえます。
- 今後も、男女共同参画の実現を阻むDV等、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向け、“暴力は重大な人権侵害である”という認識を高め、若い世代における理解を更に深める取組の推進を継続することで、将来的な発生の防止を図ることが重要です。

■あなたはこれまでに、あなたの配偶者や恋人などから次のような行為をされたことがありますか。 (アンケート調査 問20)



(1) DV防止及び困難女性支援に向けた啓発

様々な機会を活用した広報・啓発活動を進めていきます。

番号	取 組	担 当 課
1	広報紙等による情報提供	庶務課
		福祉課
2	ジェンダーに基づくあらゆる暴力根絶に向けた啓発	庶務課
		福祉課

(2) 若年層への予防啓発

若年者に対して、人権尊重と暴力を許さないという意識の醸成を図ります。

番号	取 組	担 当 課
3	人権尊重と暴力を許さないという学校教育の実施	学校教育課
4	デートDV防止に関する啓発	関係各課

施策の柱V-2 安心して相談できる体制づくり

■現状と課題

○暴力の被害者に対しては、その尊厳の回復のため、被害者に寄り添った十分かつ専門的な支援を行う必要があります。こうした支援は、相談から保護、自立支援など、行政と民間団体とが連携し、包括的に提供することが重要です。

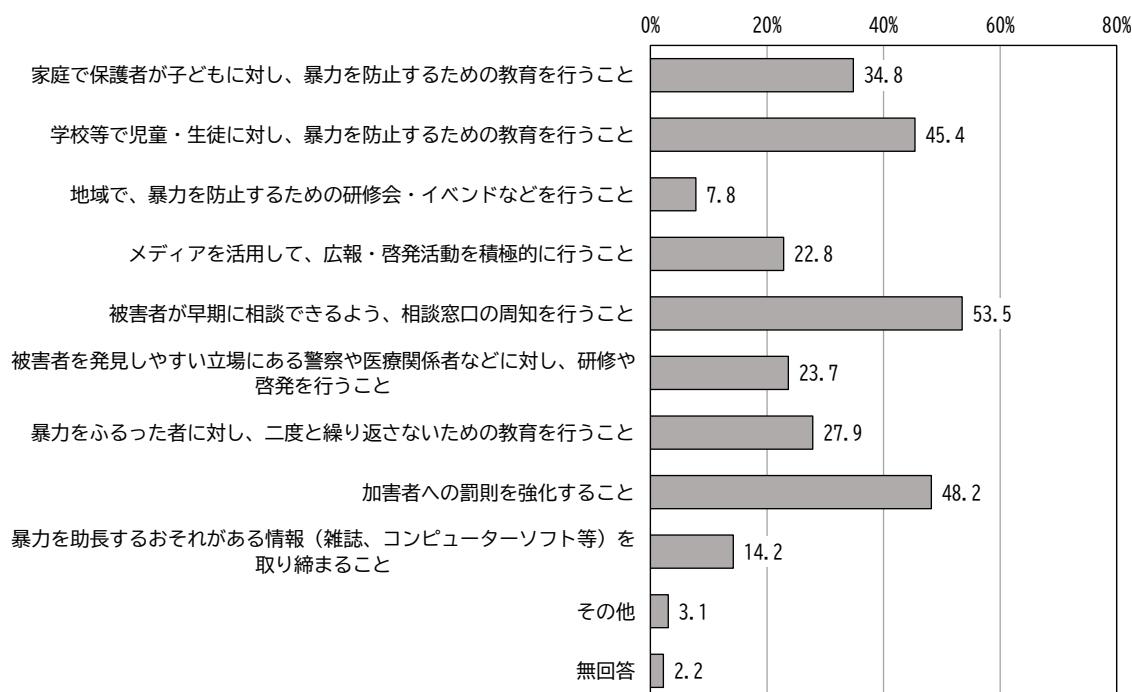
○アンケート調査では、「配偶者などとの間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。」の質問に対し、「被害者が早期に相談できるよう、相談窓口の周知を行うこと」が53.5%と最も多くなっています。

○本市では、DV防止法や女性支援新法に則り、ジェンダーに基づく暴力に関する様々な問題・悩みについての相談に応じており、今後も継続して相談体制を充実していく必要があります。

このため、より複雑・多様化する社会状況で、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談員の資質向上、関係機関との連携を今後も継続していく必要があります。

■配偶者などとの間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(アンケート調査 問21)



(1) 相談内容の的確な把握と支援の質の向上

DVに関して適切な相談支援が図られるよう、相談員の資質向上や二次被害を防止するための認識を高めます。

番号	取 組	担 当 課
5	相談員の資質向上	庶務課
		関係各課
6	二次被害の防止	庶務課
		関係各課

(2) 関係機関とのネットワークの構築

DV防止と被害者支援の施策を推進していくため、国、県及び市の関係機関や民間団体との連携を進めます。

番号	取 組	担 当 課
7	庁内関係各課との連携	庶務課
		関係各課
8	関係機関等との連携	庶務課
		関係各課

施策の柱V-3 DV被害対策の充実・強化

■現状と課題

○DV被害には、身の危険を感じた被害者を適切に保護し、安全確保を図ることが極めて重要になります。また、被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、生活基盤を整える支援が求められます。

○本市では、被害者の意思に基づき、一時保護施設との連携のもと、緊急一時保護を実施しています。今後も、関係機関が相互に連携を図りながら、被害者の保護及び自立を円滑かつ適切に行えるよう体制の整備に努めることが必要です。

(1) 被害者の安全確保と緊急避難の拡充

緊急の場合には、被害者やその同伴家族の身の安全を確保し、必要な支援を受けることのできる体制の充実に努めます。

番号	取 組	担 当 課
9	緊急時の安全確保と対応	庶務課
		関係各課
10	被害者等に関する個人情報の適切な保護	関係各課

(2) 自立のための支援体制の充実

被害者の立場に立った自立支援の強化に向け、必要な情報提供や支援に取り組みます。

番号	取 組	担 当 課
11	被害者に対する適切な情報提供と支援の実施	庶務課
		関係各課
12	関連する法制度の適切な運用	庶務課
		関係各課

第4章 プランの推進

1 プランの周知

本プランは、市民、行政などが一体となって協働で取り組んでいくものとなります。

そのため、市の広報やホームページ、プランの概要版の配布などを通して、プランの周知を図ります。

2 庁内推進体制等の整備・充実

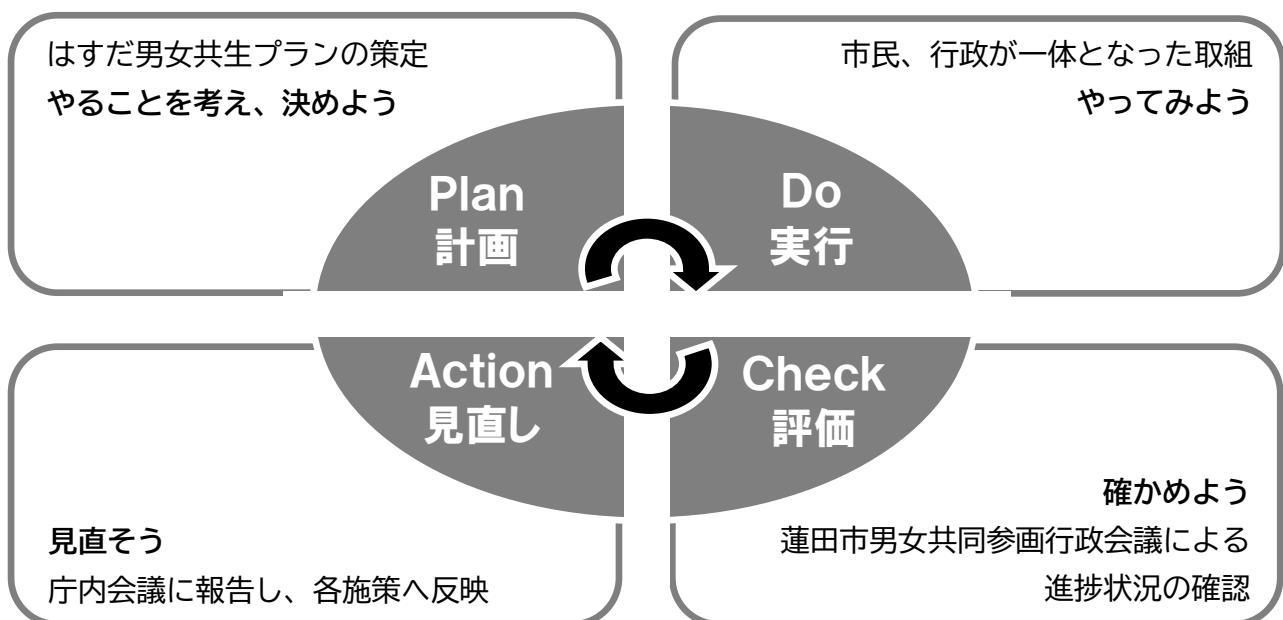
関連各所管が男女共同参画社会の実現に向けた事業の整備・充実に努めて、本プランの内容を推進するほか、全庁的な取組として「蓮田市男女共同参画行政推進会議」を置き、計画の推進を図ります。

3 プランの進行管理

本プランの着実な推進を図るため、「蓮田市男女共同参画行政推進会議」において進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。

PDCAサイクルとは、マネジメントサイクルの一つで、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、更に計画の見直し（Action）を行う一連の流れのことであり、本プランに位置付けた施策の進捗状況を管理し、計画の目標達成に向けた実効性を確保します。

■PDCAサイクルの図



資料

用語集

-英字-

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には、「配偶者や恋人など綿密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことと示すとされている。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指している。

■DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

または配偶者暴力防止法という。配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律。

■LGBTQ（エルジービーティーキュー）

性的マイノリティを表す言葉の一つで、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（性的指向が男性と女性のどちらにも向く人）、トランスジェンダー（心と身体の性が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身の性のあり方を決められない、分からぬ、決める等の人）、クィア（規範的ではないとされる性のあり方を包括的にあらわす言葉）の頭文字をとった言葉のこと。

■M字カーブ

女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した際に現れる、アルファベットの「M」の形に似た曲線のことと、結婚や出産を機に一旦離職し、子育てが一段落したら再び働きだす日本の就業状況の特徴を表す用語。

-あ行-

■アンコンシャス・バイアス

無意識の思い込み・根拠のない思い込み・先入観などを意味する言葉。

■育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児や家族の介護を行っている労働者について、職業生活と家庭生活の両立を支援する法律。

■育児休業

1～3歳未満の幼児を養育している労働者が、職場での身分や地位を失わないで一定期間休業ないし勤務時間の短縮により育児に専念できる制度。この制度は、性別にかかわらず利用できる。

-か行-

■介護休業

介護を必要とする家族をもつ労働者が、介護のために一定期間休暇をとることを保障する制度。この制度は性別にかかわらず利用できる。

■固定的な性別役割分担意識

性の違いによって、家庭、職場等あらゆる生活の場面で分担する領域が異なっているとする固定観念のことをいう。一般的には「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性は初めからその役割が異なっている、というような性別による役割付けを肯定する考え方。

-さ行-

■ジェンダー

人間には生まれについての生物学的性別（セックス／Sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的性別」（ジェンダー／Gender）という。

■女子差別撤廃条約

日本は1985年（昭和60年）に批准した条約であり、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。

■女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

2015年（平成27年）に成立した法律であり、働く場において活躍したいと希望する女性が、その個性と能力に応じて活躍できるような環境を整備することを目的とする。

■女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

2024年（令和6年）に施行された法律であり、日常生活または社会生活において、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

■女性2000年会議

2000年（平成12年）6月、ニューヨークの国連本部で開催された。会議では1995年（平成7年）の第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」の実施状況の評価と、新たにとるべき行動とイニシアティブについて討議された。

■女性のエンパワーメント

女性が本来持っているが発揮できていなかった力（パワー）をつけること。力とは、自己決定能力や法的な力、経済力、政治的な力等、一人ひとりが力をつけることにより、グループ全体の力を高めていくような能力を意味する。

■ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を繰り返すストーカー行為者に警告を与えたり、悪質な場合は逮捕することで被害を受けている方を守る法律。

■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

2018年（平成30年）に成立した法律であり、政治分野における男女共同参画を推進するため、政党等に衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数が均等になるよう努力義務を位置付けている。

■世界行動計画

すべての国連加盟国政府および、マスメディア、労働組合、学校等に対し、従来の固定観念の洗い直しを要求し、性別役割分業の社会通念打破を目的とする。

■セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へ触れる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な形態のものが含まれる。

－た行－

■ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などにかかわりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社旗のことをダイバーシティ社会という。

■多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。

■男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

■男女共同参画社会基本法

1999年（平成11年）6月23日公布・施行され、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、基本理念、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めた法律。

■男女雇用機会均等法

1985年（昭和60年）に制定された法律であり、その後の法改正によって、性別による差別禁止、職場のセクシュアル・ハラスメント防止、妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とした不利益な取扱いの禁止、間接差別の禁止、ポジティブ・アクションの促進などが定められている。2016年（平成28年）の改正法では、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱いの防止措置の義務化が定められている。

■デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者は除く）による心とからだへの暴力のこと。

ーは行ー

■ハラスメント

職場において、相手方に不快感もしくは不利益を与えたり、脅威を与えたり職場環境を悪化させたりすることをいう。ハラスメントは30種類程度あり、代表的なハラスメントとして、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するマタニティ・ハラスメントなどがある。

■パワー・ハラスメント（パワハラ）

権力や地位を利用した嫌がらせ。会社などで職権などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指す。

■フレックスタイム制

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つをいう。具体的には、一日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的。

■ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）

男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、必要な機会を積極的に提供すること。取組例としては、女性を優先して採用・昇進・昇格する、人事考課基準、昇進・昇格基準などを明確に定める、出産や育児による休業がハンディとならないよう制度を見直す、などがある。

－ま行－

■モラル・ハラスメント（モラハラ）

精神的嫌がらせ。言葉や態度、身振りや文書等によって、働く人の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪くさせること。

－ら行－

■ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方を指す。

■ライフステージ

人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなど、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方をいう。

■リスクリング

職業能力の再開発、再教育のこと。

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に、完全に良好な状態にあること。したがって、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子供を持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味する。

リプロダクティブ・ライツは、国内法・国際法及び国連での合意に基づいた人権の一つで、すべてのカップルと個人が、自分たちの子供の数、出産間隔、出産する時期を自由かつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のこと。

■労働力率

就業者と完全失業者数とを合わせた労働力人口が、15歳以上の人口（労働力状況「不詳」を除く。）に占める割合。（＝労働力人口 ÷ 15歳以上の人口（労働力状況「不詳」を除く。） × 100）

－わ行－

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方、子育てや介護、地域や自己啓発などのバランスを取りながら健康で豊な生活を目指すこと。

はすだ男女共生プラン2035

発行日：令和8年 月

編集：蓮田市 総務部 庶務課

〒349-0193 蓼田市大字黒浜 2799-1

TEL 048(768)3111 FAX 048(765)1700
